

沖縄における 海上保安の現況

昭和 59 年 7 月

沖縄県立図書館



1005821911

第十一管区海上保安本部

317

19

目

次

はじめに	1
------	---

第1章 海上治安の維持	2
1. 領海や漁業水域の警備	2
(1) 領海の警備	2
(2) 緊急入域船に対する警備	4
(3) 外国の海洋調査船に対する警備	4
(4) 漁業水域内での外国漁船の監視取締り	5
2. 海上での犯罪の取締り	5
(1) 海事関係法令の違反	6
(2) 漁業関係法令の違反	7
(3) 刑 法 犯	7
3. ハーリー大会等における海上の警備	7

第2章 海難救助と海上交通の安全確保	8
---------------------------	---

1. 海難の発生状況	8
2. 海難の救助状況	14
3. 急患輸送の状況	14
4. 海難の救助	15
(1) 海難情報の収集	15
(2) 海難救助体制	17
5. 海上交通の安全確保	20
(1) 港内における安全対策	20
(2) 那覇港における港内交通管制	20
(3) 残存爆発物に対する安全対策	21
6. 各種船舶の安全対策	22
(1) 旅客船、カーフェリー	24
(2) タンカー	24
(3) 漁船、プレジャーポート等小型船舶	24
(4) 外国船舶	25
7. 海難防止思想の普及	

第3章 海洋汚染の防止と海上防災	26
1. 海洋汚染の現状	27
(1) 汚染種類別	28
(2) 排出源別	28
(3) 原因別	29
2. 海洋汚染の監視取締り	29
(1) 監視取締り体制	30
(2) 工場排水	30
(3) 沈廃船	30
3. 海洋汚染防止指導	30
4. 海洋汚染の調査	30
(1) 廃油ボール調査	30
(2) 放射能調査	31
5. 海上防災体制	32
第4章 海洋調査と情報の提供	34
1. 海洋調査	34
(1) 水路測量	34
(2) 海流観測	35
(3) 沿岸海象の調査	36
(4) 港湾調査等	37
2. 情報の提供	37
(1) 水路図誌の整備	37
(2) 航行警報	40
(3) 海洋情報	40
第5章 航路標識の管理と整備	42
1. 航路標識の管理	42
(1) 航路標識の種類と基数	42
(2) 航路標識の管理状況	47
(3) 許可標識	47
2. 航路標識の整備	48
(1) 航路標識の新設	48

第1章 海上治安の維持

1. 領海や漁業水域の警備

(1) 領海の警備

海邦沖縄の島々は、領海で囲まれています。岸辺から外側の12海里（約22キロメートル）は領海です。領海は、基本的には領土と同じです。領海においては外国船舶の無害通航権は認められていますが、我が国政府の許可もないのに魚介を捕ったり、正当な理由も無いのにうろつき廻るなどの不法行為をすることは許されていません。

領土と同じく、領海を守ることは極めて重要な仕事です。第十一管区は、巡視船艇や航空機によって昼夜の別なく、領海を航行する外国船舶を監視しています。そして、不法行為をする外国船舶に対しては、直ちに警告のうえ退去させたり、また、悪質なものについては検挙し、領海内に正当な理由もないのに停泊したり、うろつき廻るなどの不審船に対しては、その行動の中止を要求し、あるいは、警告のうえ退去させるなどの取締りを実施しています。

第十一管区の厳重な領海警備の結果、領海侵犯船は年々減少の傾向にありますが、依然として多く、58年には131隻の外国船舶が領海を侵犯し、うち悪質なもの7隻を検挙しました。これを海域別にみると次のとおりです。

1. 尖閣諸島

尖閣諸島の領海外縁付近では、多数の台湾漁船や中国漁船による操業が活発で、また、外国の海洋調査船がうろつき廻ります。特に、3月末から5月中旬にかけては、多数の中国底びき漁船等が領海すれすれに接近してくる時期で、58年においても多い時で、いち時に約300隻の操業を確認しています。

このため、第十一管区は他管区からの応援をうけて、常時大型巡視船を配備し、航空機を定期的に飛ばして監視取締りの強化を図っています。

58年には尖閣諸島周辺の領海内に侵入し、漁業を操業したり、うろつき廻ったりする111隻の領海侵犯船を確認し、領海外に退去させました。このうち、6隻は中国船でしたが、その他はすべて台湾漁船です。

2. 沖縄群島、宮古・八重山列島

沖縄群島、宮古・八重山列島周辺の領海内にも、時おり外国漁船が侵入し、漁業操業するなどの領海侵犯をします。58年には「はえ縄漁業」を目的とした台湾漁船

(4) 20隻の領海侵犯を確認して領海外に退去させましたが、うち悪質なもの7隻については「外国人漁業の規制に関する法律」違反の容疑で検挙し送致しました。

1-1表 領海侵犯状況(58年)

(単位：隻)

区分 海域	不法操業	停泊・徘徊等	合計
尖閣諸島	32 (4)	79 (2)	111 (6)
宮古・八重山列島	7	11	18
沖縄群島	—	2	2
計	39 (4)	92 (2)	131 (6)

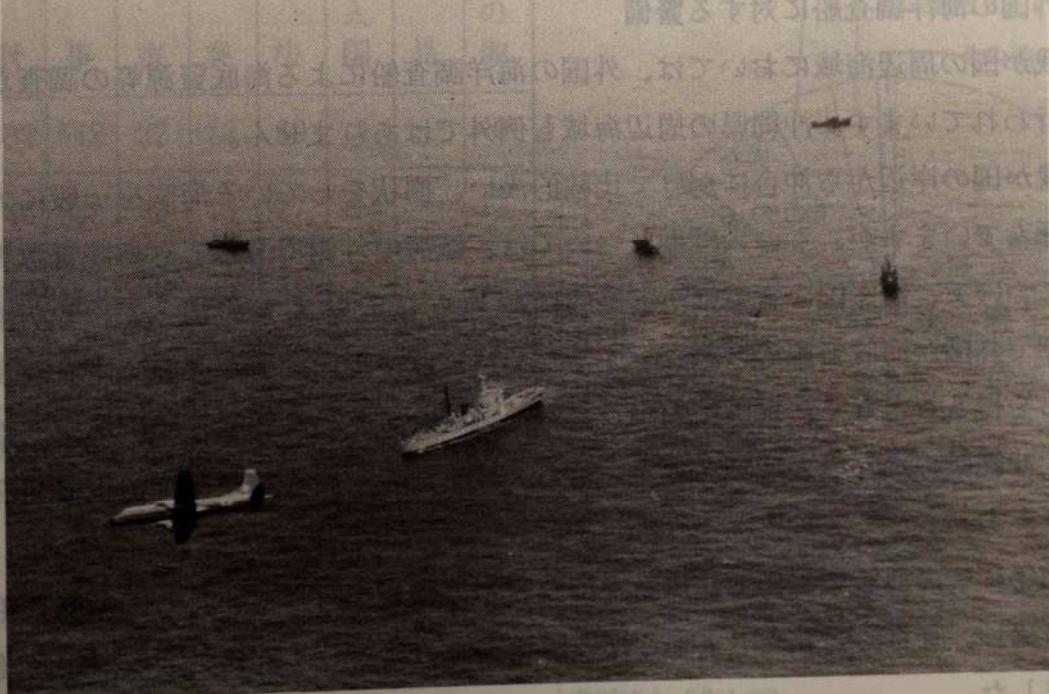
(注) () 内は中国船舶再掲 その他はすべて台湾船舶

1-2表 領海侵犯船と検挙状況の推移

(単位：隻)

年 内訳	54	55	56	57	58
領海侵犯船	305	197	153	149	131
検挙	8	—	2	10	7

領海警備中の巡視船及び航空機

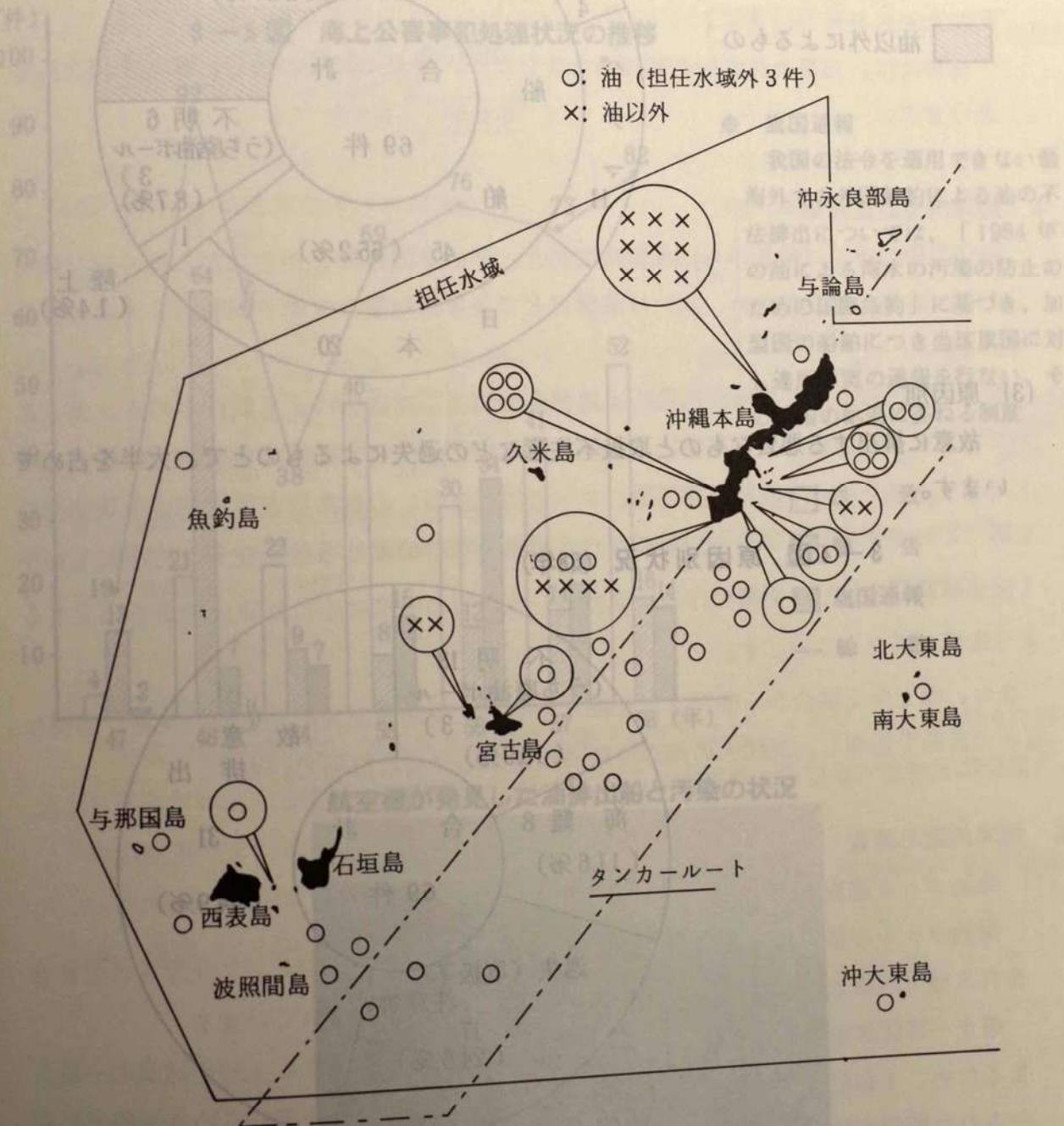


(1) 汚染種類別

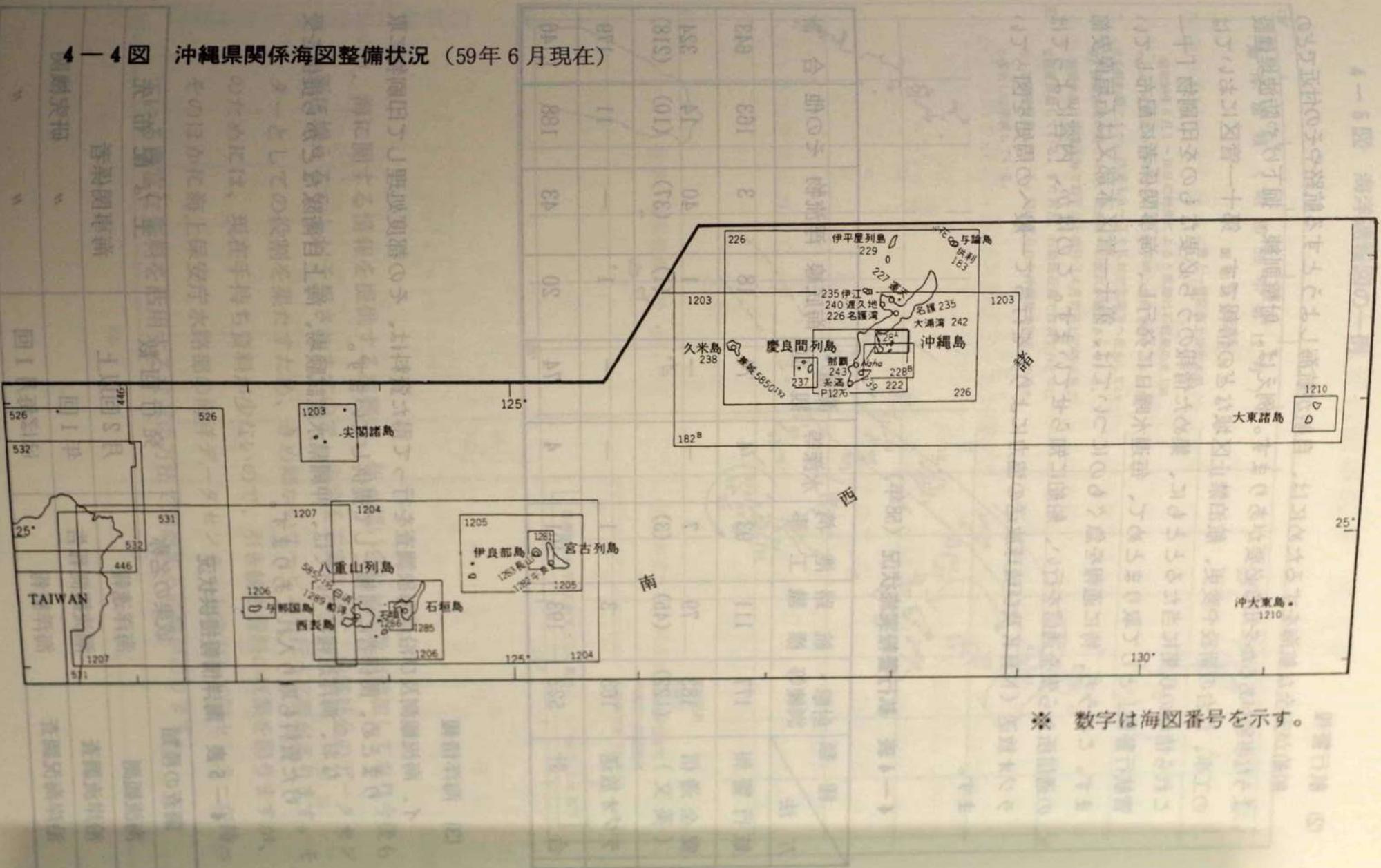
油によるものが全体の8割近くを占めており、その多くが沖縄本島東側から宮古島東側にかけての海域で発生しています。この海域は、中東などと我が国を行き来するタンカーの多くが航行しておりタンカールートとも呼ばれていますが、タンカーに限らずその他多数の船舶の通航路となっており、油汚染発生の恐れが極めて高いところです。

油によるもの以外は、水産加工場、養豚場などから出る貝殻、ふん尿などの廃棄物です。

3-2図 海洋汚染発生地点図 (58年)



1210
大東諸島
1210
沖大東島。
1210
130°
※ 数字は海図番号を示す。



4-4 図 沖縄県関係海図整備状況（59年6月現在）